

亀山市告示第55号

亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱（平成28年亀山市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「単位クラブの助成金」の次に「（前項の規定により加算した額を除く。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 単位クラブについては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防普及啓発事業（この項において単に「事業」という。）を実施した場合、当該事業1回につき3,000円（年2回を限度とする。）を前項の助成金の額に加算することができる。

様式第1号及び様式第2号中「イ）重点配分事業分 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_円」を「イ）重点配分事業分 \_\_\_\_\_円  
ウ）介護予防普及啓発事業分 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_円」に改める。

様式第3号中「付けで交付」を「付け第 \_\_\_\_\_号で交付決定」に、  
「イ）重点配分事業分 \_\_\_\_\_円」を「イ）重点配分  
事業分 \_\_\_\_\_円  
ウ）介護予防  
普及啓発事業分 \_\_\_\_\_円」に改める。

様式第4号中「イ）重点配分事業分 \_\_\_\_\_円」を

「イ)重点配分事業分 \_\_\_\_\_円  
ウ)介護予防普及啓発事業分 \_\_\_\_\_円」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。